

表 1-70 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成22年3月末現在)

施設の 種類	1 金属 加工機 械	2 空気 圧縮機 等	3 土石 用破碎 機等	4 織 機	5 建設 用資材 製造機 械	6 穀物 用製粉 機	7 木材 加工機 械	8 抄紙 機	9 印刷 機械	10 合成 樹脂用 射出成 形機	11 鋳造 型機	計
施設数	749	5,556	628	562	156	9	422	9	431	105	24	8,651
工場数	126	886	121	28	98	5	167	2	123	12	5	1,573

イ 建設作業騒音

建設作業騒音の防止については、施工者側の防止対策に対する十分な配慮が効果的であるため、付近住民に対する事前説明の実施、代替工法の採用等の対策が必要です。

(表 1-71, 資料編 4-(8))

表 1-71 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (平成21年度)

作業の 種類	くい打 機等 を使用 する作 業	びょう 打機 を使用 する作 業	さく岩 機を 使用 する 作 業	空気 圧縮 機を 使用 する 作 業	コン クリ ート プラ ント 等 を 設 け て 行 う 作 業	バック ホ を 使 用 す る 作 業	トラク ター ショ ベル を 使 用 す る 作 業	ブルド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業	計
届出数	55	1	272	41	7	38	4	6	424

ウ 自動車騒音

自動車騒音については、交通量の増大により幹線道路沿いにおいて、定常的に騒音が発生します。本県の自動車台数は、約131万台(平成22年3月末)です。その約半数が市部で占められ、さらにその約半数が鹿児島市に集中しています。

騒音規制法の指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町村長は、公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請します。

自動車騒音の防止対策としては、信号機の設置、自動車等の通行禁止等の交通規制、最高速度の制限等の道路交通法の規定による措置とともに、道路部分の舗装の改良、立体交差化、緑地帯の拡大等構造の改善を図る必要があります。(資料編 4-(9))

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例は、法で規制する特定施設のほかに、冷凍機に付随した圧縮機、コンクリートブロックマシン等の特定施設による騒音の規制と、飲食店等の深夜営業騒音、拡声機騒音等について規制しています。

特に、深夜営業騒音については、カラオケ騒音に代表される飲食店等における騒音に対する苦情が増加し、規制を求める世論が高まってきたことから、昭和56年12月県公害防止条例の改正を行い、飲食店営業等に係る音量規制及び音響機器の使用制限を定めています。このうち、音量規制については、昭和57年6月から騒音規制法の指定地域内において規制を実施しています。一方、音響機器の使用制限については、18市8町の都市計画法に基づく住居系用途地域及び近隣商業地域を使用制限区域として指定し、深夜騒音防止を図っています。(表 1-72, 資料編 4-(11)(12)(13))

表1-72 県公害防止条例に基づく特定施設設置届出状況

(平成22年3月末現在)

区分	やすり目立機	のこ目立機	圧縮機	送風機	走行クレーン	動力打綿機等	ブロックリート	コンクリート	管等製造装置	コルゲート	マシンダイカスト	マシンオシレート	コンベア	計
施設数	-	4	710	259	55	49	53	-	-	-	-	-	-	1,130
工場等数	-	3	173	70	14	38	37	-	-	-	-	-	-	335

※ 表中の工場等数は延数である。なお、工場等数の実数は合計で289である。

③ 近隣騒音

近隣騒音は、カラオケ等の深夜営業騒音、移動販売車等の拡声機騒音、家庭生活からの騒音等に分類され、近年の都市部の過密化や生活様式の変化に伴い、騒音苦情に占める割合が年々高くなっています。

平成21年度の苦情発生件数をみると、近隣騒音（飲食店、カラオケ、家庭生活）に係るものは28件であり、騒音苦情のうち24%を占めています。このうち、家庭生活からの騒音に係るものが20件（17%）となっています。（図1-39）

2 振動の現状と対策

(1) 現状

振動は、振動源（機械、建設作業、道路交通等）からのエネルギーが地面等を伝播し、主に生活主体である建物を媒体として人体に伝わり、不快感を与えるものであり、場合によっては、建物の損傷等、物的な被害をもたらすこともあります。

平成21年度の振動の苦情件数は12件で、そのうち、工事・建設作業に係る苦情が6件（50%）で、最も多くなっています。（図1-41、図1-42）

図1-41 振動の苦情件数の推移

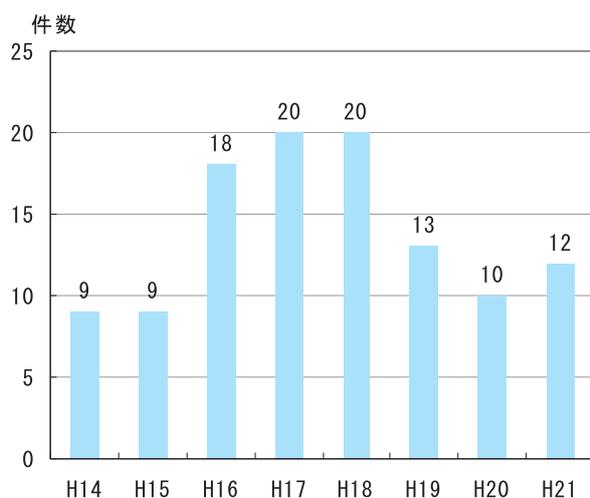
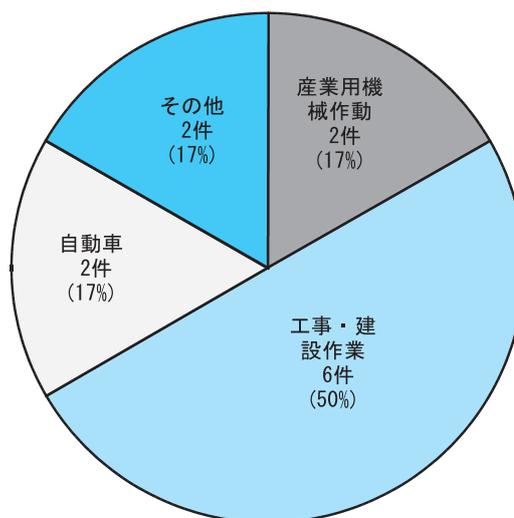


図1-42 振動の発生源別苦情件数



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

(2) 対策

振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

① 振動規制法による規制

振動規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う振動及び建設作業に伴う振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動の限度（要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

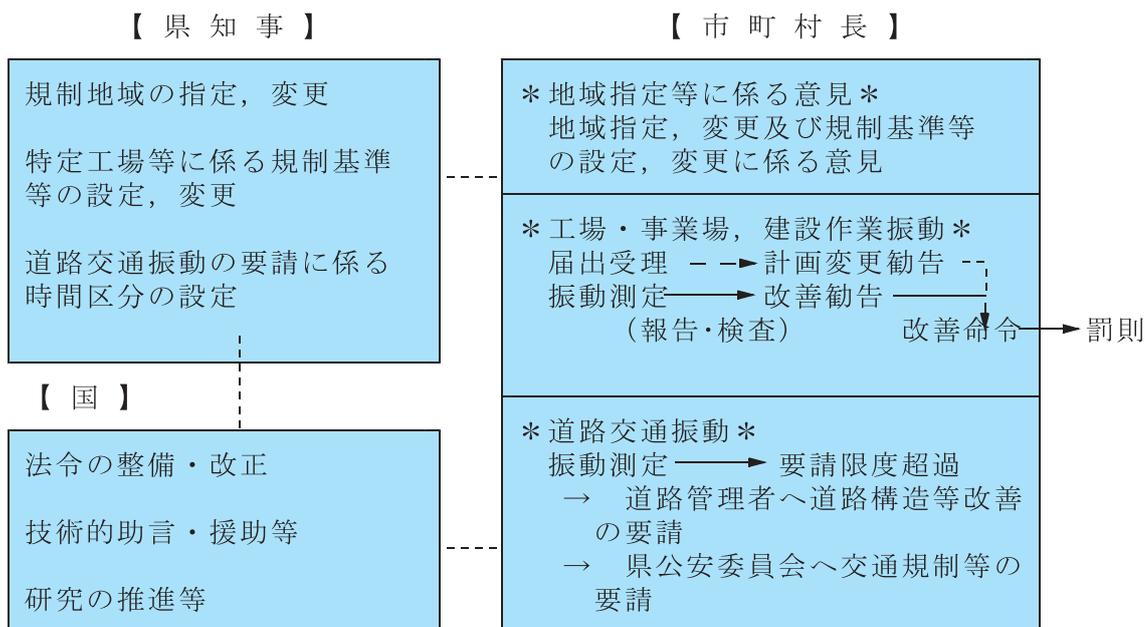
県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行います。

なお、平成22年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定がなされています。

市町村長は、届出の審査及び受理、振動測定、立入検査、改善勧告及び命令、道路交通振動の測定に基づく道路管理者及び県公安委員会への要請等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市となって以降、県知事の役割業務も同市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から権限移譲により県知事の役割業務も同市長が行っています。（図1-43）（資料編5-(1)(2)(3)(4)）

図1-43 振動規制法の体系



ア 工場・事業場振動

指定地域内の特定工場等が規制の対象となり、県内の特定工場等の数は、平成21年度末で733工場です。

工場・事業場からの振動防止については、事業者の振動に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策や住居及び工場等の分離の推進等、都市計画に基づく土地利用面における対策等を行うことが必要です。（表1-73）